

○国土交通省告示第五百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道331号津波古地区安全対策事業（沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原地内から同市佐敷字津波古東原地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原、字津波古真謝原、字津波古浜之端原、字津波古荒砂原及び字津波古東原地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原地内から同市佐敷字津波古東原地内までの延長887mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道331号津波古地区安全対策事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道331号（以下「本路線」という。）は、那覇市を起点とし、豊見城市、南城市、沖縄市等の主要都市を經由し、国頭郡大宜味村に至る延長98kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、沖縄本島南東部に位置し、沿線には住宅、店舗等が存することから、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、現道は、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の交通量が多いにもかかわらず、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める自転車歩行者道の幅員を満たしておらず、一部区間においては自転車歩行者道の未設置区間もあることから、歩行者等は、やむを得ず車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険にさらされるなど、歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されていない状況にある。

また、現道は2車線の道路であるが、本件区間内の交差点には右折車線が設置されておらず、右折車両が本線に滞留することにより直進車両の走行が阻害され、交通渋滞が生じている状況にある。

さらに、現道にはバス停留所が設置されているが、乗客の乗降時にはバスが本線車道部分へ停車することから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

加えて、現道は、道路構造令に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在し、当該線形不良区間に交差点及びバス停留所があることから、視距が確保できていない状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令に定める幅員を有した自転車歩行者道が整備され、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、右折車線、バス停車帯及び線形等の良好な道路が整備され、本線交通の円滑化が図られることから、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年12月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働にかかる騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシオマネ

キ、準絶滅危惧として掲載されているヌノメカワニナ、オキナワミズゴマツボ及びゴマセンベイヤワモチその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているハリツルマサキその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、南城市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、必要な幅員を有した自転車歩行者道、右折車線、バス停車帯及び線形等の良好な道路の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、東側拡幅案（以下「申請案」という。）、バイパス案及び西側拡幅案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が最も少ないこと、土工延長が最も長く、土工量は中位であるが、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、道路構造令に定める幅員を有した自転車歩行者道、右折車線及びバス停車帯が整備されておらず、線形不良区間が存在するなど、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、南城市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県南城市役所